

国土舘大学教育後援会「夢をあきらめない」給付等奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、国土舘大学教育後援会会則第4条第2号に基づき、向学心に富み有能な素質のある学生が経済的理由により修学を断念することのないよう、修学上必要な学費を短期給付または無利子の一時立替融資すること（以下「給付等奨学生」という。）により、将来有為な人材の育成を支援することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この規程により「夢をあきらめない給付等奨学生」の支給を受ける学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 学生の学費負担者が本会会員であること
- (2) 経済的事由により学資支弁が不可能な状況となり、修学を断念せざるを得ない学生
- (3) 夢を持ち、それをかなえるための意欲があり、社会貢献を希望している学生
- (4) 人物が優秀で成業（卒業）の見込みのある心身健康な学生
- (5) 国土舘大学学長等の推薦のある学生

2 無利子の一時立替の融資を受ける学生（貸与奨学生）のその他必要要件は、別に募集要項に定める。

(支給金額及び方法)

第3条 給付等奨学生の支給金額は、原則、給付等奨学生の該当する学部学科の年額学費の1/2とする。

- 2 前項の支給金額は、会長が認めた場合、学期ごとに申請された学費の不足相当額、又は年額学費とすることができる。
- 3 支給方法は、本教育後援会が支給金額を当該給付等奨学生の学費として学校法人国土舘へ支払う。

(給付等奨学生の採用人数)

第4条 給付等奨学生の採用人数は、各年度の予算内を原則とする。

(支給期間)

第5条 給付等奨学生の給付又は一時立替融資する期間は採用年度とし、次年度も給付又は一時立替融資を希望する場合は、あらたに申請しなければならない。

(募集及び選考)

第6条 給付等奨学生の募集及び選考は、国土舘大学学長等の推薦に基づき、原則年2回行う。

- 2 選考において、4年次及び3年次学生を優先的に配慮して審査する。
- 3 給付等奨学生の選考は、会長、副会長及び幹事長による書類審査と面接により行う。
- 4 やむを得ない事情、または不測の事態が生じた場合には、前項にかかわらず資格、募集、採用及び給付額等について、教育後援会会長は弾力的に運用することができる。

(申請手続き)

第7条 本奨学金の給付又は一時立替融資を希望する者は、次の各号に掲げる所定の申請書類により、募集期間中に、定められた大学担当部署を経て教育後援会事務局へ提出しなければならない。

- (1) 給付申請書・学長等推薦書(様式第1号)
- (2) 成績通知書
- (3) 家族の総収入の証明書
- (4) その他教育後援会長が必要と認めた書類

(奨学金の併用)

第8条 給付等奨学生は、他の奨学金制度又はこれに準ずるものとの併用を妨げない。

(決定)

第9条 給付等奨学生は、教育後援会奨学生選考委員会の選考を受け、教育後援会会長が決定する。

- 2 前項により決定した奨学生については、役員会において報告をする。
- 3 本条第1項により決定した給付奨学生は、所定の期日までに誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 4 本条第1項により決定した貸与奨学生は、所定の期日までに契約書(様式第3号)を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 給付等奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その資格を喪失する。

- (1) 傷病その他の理由により学業の継続ができないとき
- (2) 休学または退学したとき
- (3) 除籍または懲戒処分を受けたとき
- (4) 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明したとき
- (5) その他給付等奨学生としてふさわしくない行為をしたとき

(奨学金の返還)

第11条 前条により給付等奨学生の資格を喪失したとき、当該学生は当該学期に給付又は一時立替融資された奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 前条第4号により資格を喪失したときは、第6条に遡り、当該支給の全額を返還しなければならない。

(事務の所掌)

第12条 この規程に関する事務は、国士舘大学教育後援事務局が所掌する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、教育後援会会長が行う。

附 則

この規程は、令和元年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。